

## 第21回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議事概要

日 時 平成29年5月9日(火曜日)

午後2時00分～3時30分

開催場所 辻堂市民センター 第1談話室

出席者 委員長 松本喜夫(辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)  
委員 関岡壽夫(辻堂まちづくり会議)  
委員 小川雄二郎(辻堂地区防災協議会)  
委員 野中富央(辻堂地区社会福祉協議会)  
委員 松原和憲(建設地近隣町内会等)  
委員 石田節代(辻堂海岸団地自治会)  
委員 池田 潔(辻堂市民センター)  
委員 宮原伸一(市民自治推進課)  
委員 黒澤卓司(生涯学習総務課)  
村田裕治(生涯学習総務課)  
委員 饗庭寛子(総合市民図書館)  
委員 齊藤 康(地域包括ケアシステム推進室)  
委員 鈴木真也(消防総務課)  
委員 神原勇人(教育総務課)  
佐藤 繁(消防総務課)

欠席者 委員 金子節子(辻堂公民館評議員会)

事務局 内田美智夫(辻堂市民センター)  
大岡誉和(市民自治推進課)  
近藤清志(市民自治推進課)

その他

(公共建築課)岡 健志 (国設計)斎藤啓介  
塩野充彦 小坂貴志  
椎谷植行

配布資料

1. 会議次第
2. 会議出席者名簿 (資料1)
3. 前回(2017年4月21日開催分)の検討事項等の確認について (資料2)
4. 傍聴に関する要領 (案)(資料3)
5. 辻堂海岸団地自治会選出委員の質問事項について (資料4)
6. 図面資料(A3版・各階平面図)

**議題****委員長**

次第の(1)検討事項等についてお願いします。

**事務局**

資料の確認です。次第、資料1の出席者名簿、資料2の検討事項等の確認、資料3の傍聴に関する要領案、資料4の質問事項の表、第19回及び第20回の議事概要、A3判の平面図です。【以下、配布資料参照】

資料2の「辻堂市民センター・公民館建設検討委員会の公開について」は、資料の取扱、傍聴のルールなど、公開に先立ち整理すべき事項を今回の議題とするということでした。

資料3の「建設検討委員会の傍聴に関する要領(案)」では、傍聴の手続きを定めました。

**委員長**

「ア 会議の公開について」、ご意見ありますか。

**教育総務課**

傍聴の要領を整備することはよいが、会議開催の周知はきちんとして頂かないといけない。また、会議を傍聴された方が、聞いた内容をどこかでご発言されることもあるので、議事録もきちんと整える必要がある。

**委員長**

市民の方に、会議開催はホームページでお知らせする。議事概要は、このセンターで閲覧できるようにしている。

**地域委員**

閲覧ではコピーはできない。私の自宅近くからここに来る年配の方は、パソコンはやらないので情報は得られない。コピーができないとなると、どうやって知るかとか疑問を感じる。住民の方に周知徹底するなら、パソコンだけでなく、何か他にお知らせする方法がないのかと思う。

**辻堂市民センター**

回覧や戸別配布で、一定期間の情報を、まとめた形でお知らせしていきたい。自治会からも個々に、委員さんから報告して頂ければと思います。

**地域委員**

変則的なタイミングで傍聴の要領が作られたので、制定の理由を短い文章で入れたほうがいいのかどうか迷っている。付則の中に、第何回の建設検討委員会の要望に添えてとか、住民の要望によりこれを作ったとかを入れたい。この傍聴に関する要領の中に、付則か、あるいは目的の第一条の中に入れてらどうか。

**市民自治推進課**

住民の方の提案によるということですが、検討させて頂きたい。

**地域委員**

先ほどご説明いただいた中にも、各項目、言葉としては非常にきちんとしていて、固い言葉になるわけですがけれども、内容的には常識的なものを踏まえているという意味のことをおっしゃった。この線に沿っていただいて私はいいと思っております。

**委員長**

公開については、この文案で進めていきたい。(1)の「イ」についてお願いします。

**事務局**

議題(1)の「イ」に入る前に、傍聴の要領ですが、次回までに制定をさせて頂き、住民の方々に周知をしていきます。

続きまして、次第の(1)の「イ 辻堂海岸団地自治会選出委員の質問事項について」に移ります。

「資料2」の中の3番、「辻堂海岸団地自治会選出委員からの質問について」になります。

「資料2」の3の(1)「多数の質問が出たが、会議では整理しきれないため、会議後に書面の質問を提出し、市が預かることとなった」となっています。

「資料4」の横置き表になります。前回、辻堂海岸団地自治会の委員の代理からご提出頂いた資料を表にまとめ直したものです。

これは本年1月18日辻堂砂山市民の家、本年1月21日、辻堂市民センターでの質疑の保留事項についての確認が趣旨です。

大きく5つで、1番が、「インターネットできない。閲覧、非公開、高齢者には文章で出してほしい」について。回答案は、「辻堂市民センター公民館建設検討委員会の会議は、公開する方向で考えています」で、先ほどご協議頂きました。「また、再整備にかかる情報提供については、同市民センターでの閲覧及びホームページにて行っています。また、必要に応じて地域内回覧を行います」。

2番は、「比較表作成できないのか」。これは、基本構想に基づく基本設計と、グループ討議形式による意見交換会で出た南側配置案の比較表という趣旨と思われる。市の見解は1月21日の辻堂市民センターの説明会で示したのになります。

3番ですが、「12月3日ワークショップ南案合意した案を検討してほしい。平成27年9月提出してある。基本構想案無視している」については、後ほど質問の内容をご確認させてほしい。

4番、「公共建築課、同じテーブルでできないのか。そう言った場、いかがでしょうか」については、地区の皆さまからのご意見、ご要望の窓口は、辻堂市民センター又は市民自治推進課となっています。会議には、「説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求める」者として公共建築課が出席しています。

また、「道路に面したいだけであっちこっち住民から声あったのか。」これは、東側の大通り、辻堂駅南海岸線に新しい市民センターのフロント部分が面することについて、住民要望があったのかというご質問かと思えます。このご回答は、1月21日の説明会で、「住民から大通りに面してほしいという声を聞いています」とご回答しています。

最後の5番ですが、「説明会の時、井出部長、設計者の方、席に出てほしい」は、「地区全体説明会を実施する際には、原則的に市民自治部長が出席し、説明会のタイミング、内容によっては設計事務所の出席が必要かどうかを判断させていただきます」との回答です。

続きまして、裏面は、前回の建設検討委員会の中での委員の質問です。

1番、「他の案と比較検討する内容は入っていないのか。比較案、設計者に依頼契約はどうなっているのか。別にコストかかるのか。明確にしてください」いうことでございます。以前もお答えしましたが、基本設計における諸条件の協議、整理する業務については、設計業務委託費の予算額に反映しています。しかし、この業務は基本構想を基に複合施設の整備をおこなうことを前提としており、複数の案を比較検討するようにはなっていません。

2番、「説明会に設計会社が出席することにはなっていないのか」。説明会のタイミング、内容によって、設計事務所の出席が必要かどうかの判断をさせていただきます。

3番、「3月までに基本設計を提出するようになっていたのか。又、延長した場合は設計会社との契約はどうなるのか」。これは、基本設計図書の成果物の提出期限は、本年3月15日となっていたので、委託内容の変更協議をおこない、提出期限を延期したところです。

4番、「非公開にしていることのマイナスの部分、これが多いと考えるが、プラスの部分はなんですか。非公開はやめてほしい」。今回、会議を公開とする方向で調整しています。

5番、「ワークショップを開いた時に、採用されなかった場合は、採用されなかった理由を説明しますと、池田センター長はおっしゃっていますが」。これは、グループ討議形式での意見交換会でのご意見は、これまで同様に説明会等でご説明をしております。

6番、「6月に議会に提出すると聞いていますが、市側は住民とのパートナーシップ、合意形成についての考え方は。住民説明会はいつやりますか」。藤沢市議会6月の定例会の総務常任委員会で、合意形成の取り組みに係る経過を報告します。また、住民説明会はこれまでどおり時機を見て開催させていただきます。

最後7番ですが、「4月から7月まで4カ月延長する、検討期間を延ばす理由、具体的な検討内容と日程を説明してください。何を実施しますか。書類でいただきたい」。建物等の配置における条件と、配慮すべき事項を整理するとともに、改築事業に対する住民理解を深めるための時間を頂くため基本設計期間を延長しました。この間に北側の住民の方々への説明の場を設けさせていただきます。現在そのための日程調整を辻堂海岸団地自治会長にお願いしています。

#### 委員長

本日の会議でご承認が頂ければ、次回から傍聴人にお入り頂くことについて、いかがでしょうか。

本日の皆さんのご了解を得たということで、次回から傍聴人に入って頂くということでお願いします。

今日、辻堂海岸団地自治会の委員がお見えですので、3番につきまして、もう一度、基本的な問題につきまして、ご説明を頂けますか。12月の3日のワークショップの件です。

#### 地域委員

12月3日は都合が悪くて出られなかった。以前、聞いた話では、住民からのアンケートに南案が出ていて、この案が結局ワークショップでも出た。アンケートを出してくれと言われたから緊急に出したよ、と言われてこのアンケートが出たことを後から知った。市の考え方は、本意が分からず、皆さんから苦情がいたらしいですが、確かに南北がばらばらで、これに対しては説明もなかったということでした。それで疑問を感じたのは、日照権の問題で法律上不可と書いてあり、北側に市民センターと消防署というのがバツ(×)になっていた。そこで住民が、もう北側には消防署も市民センターもない。だから、テニスコートはボールの音がうるさいとか、サイレンはどうだとか、まあ自由な書き方をしたと思う。北側に建物がくるということであれば、また考え方が違ったと思う。だからアンケートを出した方は、先を見込んで南案のことをお知らせしたわけです。これが検討されてなかったみたいなので、12月3日のワークショップの時に、意見が出たのでないかと私は考えています。

で、この回答が、ない。9月の基本構想案もそうですが、全然比較検討もなされてない。住民が考えた南案が盛り込まれてないので、やはりおかしいということかと思う。家を建てる時、一つの案だけでやりません。いくつかパターンがあって、これはこうだから、高いけどもこっちはいいね、安いけどもこちらもいいね、じゃこっちとこっち合わせてこういう家を造ろうと、普通、住宅造るときはそうじゃないかと思う。一つだけの案で押し通していくのが、現在のやり方と思っています。ですから南案と、別に北案でもいいんですけど、北案でもっと高さ低くして、もっと環境に優しいまちづくりをするというなら別ですが、目の前に高いものができる圧迫感もあるので、住民の方の声、アンケートも重要視して頂きたかったと思います。

#### 辻堂市民センター

12月3日の事務局として、委員とは別の市民センターの立場で、この部分を再確認させて頂きたい。12月3日にワークショップでは、南側案は全体の合意ではなく、4つあるグループの内の一つで検討された案です。最後に時間がない中で、各班がそれぞれの発表をされて、特に意見がなかったので、合意と取られているのかもしれませんが、事務局としてはこれを全体の合意とは捉えておりません。

28年の3月にまとめられた基本構想の中で無視しているというご質問ですね。

#### 地域委員

ここのところが扱われてなかったってということだと思う。

#### 辻堂市民センター

分かりました。この場ではご質問の趣旨を確認させていただいたということで、この次の議題でお話しさせていただきます。ただ皆さんお分かりにならないところがあったと思うので、もう一回私のほうからまとめさせていただきます。

昨年の12月3日に辻堂の住民の皆さんを対象にしたワークショップを開催しました。その時に、ワークショップですので4つのグループに分かれて、内部空間を2つのグループに、それと外部の空間について一つ、それと運営と運用についてのグループで、合計4つに分かれてグループ討議をして頂きました。このうちの一つの、外部空間をご検討頂いたグループから、建物を全て南側に配置する案が提出されたというものです。各班が時間の最後に、発表をして終わったというのが、この12月3日のワークショップです。

各班が発表したところまでで、特にそれについて、まあご意見が出なかったということで合意というようなことをこちらのほうで書かれておりますけれども、事務局としましては、特に意見が出なかったからといって合意とは考えておりません。あくまでもワークショップの一つの意見であるというように認識しております。後半の27年9月に提出してあると書いてありますが、建設予定地の北側の自治会さんが、独自にアンケート調査を行ったもの、その中に、南側に建物を配置したらどうかという意見があったにも関わらず、基本構想のレイアウトとなっているので、そのアンケートを無視しているという趣旨のご質問ということですのでよろしいでしょうか。

#### 地域委員

はい。

#### 辻堂市民センター

これについては、次の議題にもからんできますので、ここでは趣旨の確認だけということで、ご了承頂きます。

#### 委員長

ただ今、委員からのご説明については、この次の「(2)懸案事項の検討」のところで、事務局からご説明させていただきます。

#### 地域委員

ちょっと待って下さい。せっかく辻堂海岸団地自治会の委員がまとめて頂いたご意見で、今後とも検討しなくてはならない番号はどれか、これまで済んでいるのはどれかを、できたら注書きを付けて頂きたい。今後検討を継続しなくてはならない項目と、もうこれでいいという項目は、できれば明確にしたい。

#### 事務局

それでは資料4をご覧ください。地区説明会1月18日、1月21日の質疑保留事項について。

1番は公開。それからセンターでの閲覧ホームページ、必要に応じた市内回覧を行うという方向でやっていく。

2番は、比較表は1月21日にお示したもので、ご確認いただければと思います。

3番につきましては先ほど質問の趣旨のご確認をさせていただきましたので、続きましての懸案事項のところのご協議をいただければと思います。

4番につきましては、まず「公共建築課が同じテーブルでできないか」というところにつきましては、公共建築課が出席をしているということと、建設検討委員会に公共建築課が出席しているというご回答をしております。で、後段の「道路に面したいだけで、あっちこっち住民から声あったのか」ということについては、1月21日の回答内容をお示しさせていただきます。

5番につきましては、部長は地区全体集会、地区全体の説明会には参加し、それから設計者については、そのタイミングだとか内容によって出席かどうかは適宜判断させていただきます。

というご回答ですので、このページにつきましては3番だけが残っています。後ほどの議題内容になります。

#### 地域委員

それで辻堂海岸団地自治会の委員もOKですか。

#### 地域委員

はい。2番がちょっと私は疑問を感じています。

1月21日の説明会で示された比較表は役所のほうで考えたものですね。

#### 事務局

はい。今のお話も、またこの次の提案事項というところでご協議がございます。

続きまして裏面ですが、これが前回の建設検討委員会での質問についてです。

1番は、基本設計は複数の案を比較検討するものではありませんという回答です。

2番は、設計事務所の出席は、適宜そのタイミング、内容をもとに、必要かどうか判断させていただきます、という回答です。

3番は、基本設計図書の3月15日の提出期限を延期しましたという報告です。

4番は、非公開はやめてほしいというご質問に対して、公開とする方向で調整していきます、という回答です。

5番は、グループ討議形式での意見交換会ですが、この場でのご意見につきましては、これまでと同様に説明会などでご説明をまいります、という回答です。

6番は、6月の市議会で、合意形成に向かっての取組に係る報告をしますという報告。

7番は、「北側住民への説明の場を設けさせていただきます、そのための調整をしています」という具体的な内容が記載されています。

従って、このページは、特に保留事項はないと思います。

#### 委員長

今の2ページにつきまして、事務局から説明ございましたけれどもこれで宜しいでしょうか。

引き続きまして、次第(1)の「ウ」を辻堂市民センターからご説明させていただきます。

#### 辻堂市民センター

前回会議の中で報告したとおり、北側住民の皆さんへの日影について、現在、辻堂海岸団地自治会長に説明の場を設定して頂きたいとお願いをしています。北側の皆さんに対する日影のお話は、1年前の5月位にさせて頂こうと思ったのですが、複合化のお話に終始してしまい、できませんでした。今年の1月に入り、今の現行案をもとに日影の資料が出ましたので、1月18日の説明会と、1月21日の全体説明会で説明させて頂きましたが、地元の皆さんにご理解頂くまでには至ってないと認識しています。もう一度、実際にどのような日影になるのかを説明させて頂く機会を、辻堂海岸団地自治会の委員にお願いしています。もう一つ、解体の家屋調査についての説明会が必要かどうかも含めて、日程調整をお願いしています。

辻堂海岸団地自治会の委員からは、5月13日の自治会役員会で諮って頂き、その日程をもとに5月15日月曜日に、私どもで日程を調整します。

#### 委員長

辻堂海岸団地自治会の委員さん、ただ今の日程調整でよろしいでしょうか。

#### 地域委員

はい、役員会は5月の13日、土曜日です。

代表委員が皆さんに諮って、ご連絡することになっています。

#### 委員長

よろしく願います。

#### 地域委員

一ついいですか。

皆さんは、北側のこの日影について、ご存じなのでしょう。説明会もするのであれば、そういうのが出ているのでしょうか。

それからこの市民センターのコの字型になっているところについて、興味・関心がありますが、そのことも皆さんはご存じなのでしょう。

#### 辻堂市民センター

日影については、これまでの建設検討委員会の中で、何回か資料として提出され、ご検討、ご確認を頂いていますので、建設検討委員会としては承知しています。もう一点は、真ん中の訓練スペースのことで宜しいですか。

#### 地域委員

はい。

#### 辻堂市民センター

この訓練スペースは、当初の基本構想案にはありませんでした。

#### 地域委員

なかったですね。

#### 辻堂市民センター

辻堂海岸団地自治会から委員が選出される前ですが、このセンター棟自体の日照がとれず、中が暗すぎるという指摘がありました。また、年に数回入ることがある大型観光バスが発着するスペースがないことも含め、建設検討委員会でご検討頂いて、また、設計者からもご提案を頂いて、このような訓練スペース兼大型バス発着スペースを設けました。これはこれまでの建設検討委員会ですら十分ご確認を頂きました。

#### 地域委員

そもそも私が委員になる前に、バスについて言ったのは、現在でもバスが入り、バスを利用しているからです。それなのに、バスが入れない図面が出てきたことに対して、どうなのかっていう感じを持っています。やはり、バスが入れるけどちょっと足りないと言うのだったら分かるのですが、以前に出た図面はバスが入れない図面だったのです。だから私は、素人設計だと言ったのです。バスが入らない図面を、言われたから、へこまして作るっていうのは、子どもが物を直すっていうような感じです。きちっと見て、より良いものを作っていたら良かったと思います。凹凸がある建物は、コストが掛かるに決まっているので、コスト面だとか、いろんな面の問題が出てきますと、言ったわけです。

#### 辻堂市民センター

それについては、近隣の住民の皆さんを始め、いろいろな方からご意見を頂きました。現在、体育館が真ん中の南側にありますが、基本構想を決める時には、北側に配置していました。日照の問題等もあるという北側の皆さんのご意見によって、今のようにコの字型に折り曲げて南側に配置し直しました。バスのスペースについては、ご意見を頂き、確かにバスが入れるスペースが考慮されていませんでしたので、センター棟の日照の確保と、消防の訓練スペースを兼ね、更に年に数回入るバスのスペースも兼ねることとし、出来るだけスペースの活用を図るという観点を明確にいたしました。

#### 地域委員

それに加えて、当初は消防署とこのセンターとが一緒でくっついていました。それに対して、今度は間に空間がきたので、図面で見ると断面が複雑になってエネルギー効果が悪いとかを、村山さん等は話をされているようですが、この空間を設けた理由は、バスの発着もあります、消防の訓練スペースとしての空間を取り、更にプラス、事務室の採光も確保できる空間を取ることによって、どれもできるようになるという利点があったから、ということをつけ加えておきたいと思えます。

#### 地域委員

もっと改善する余地があるのではないかと、住民の人たちは思ってるわけです。

#### 委員長

それでは、次第(2)の懸案事項の検討につきまして、市民自治推進課からお願いします。

#### 市民自治推進課

次第(2)の懸案事項の検討について、ご説明します。前回4月21日の建設検討委員会で、地域委員から「住民合意の絵とはなんなのか」といったご意見頂いて、「それを明確にすべきじゃないか」、「それを皆で議論して決めるのが住民合意じゃないのか」といった議論を頂きました。それに対して市民自治推進課として、今後どう取り扱っていくかを考えまして、5月19日開催の建設検討委員会で、少し議論をしたいと思っていることが趣旨です。

この間、議会にも陳情が出され、結果的には趣旨が不了承になりましたが、その後、市議会議長からの申入書がありました。その申入書の内容は、合意形成の手法に問題があったのではないのかというのが一点ですが、南側案にすべきという申入書ではなく、あくまでも住民合意の手法に問題があったのではないのかというものであったと捉えています。それは、今も様々なご質問やご意見がありました、基本的には非公開で今まで行ってきたが故の結果だと思っていますので、前回4月21日の建設検討委員会で私どもから提案して、5月19日から公開でやらせて頂きたい旨を本日ご了解を頂いたわけです。

では、5月19日をどう迎えるのか、今申し上げたことを前提に、建設検討委員会の皆さまに長い間ご議論を頂いた基本構想の案をベースにしながら、今もコの字型とかのいろいろなご意見がありました、なぜここにこの事務室があるのか、なぜここに消防があるのか、なぜここにテニスコートがあるのか、入口はなぜ東側なのか、などの根拠を再確認し、共有する場でありたいと思っています。それでは、その共有は誰とするのかということですが、南側案の提案者に来て頂いて、先ほど辻堂海岸団地自治会の委員がおっしゃった比較が十分できてないところを、お考えがあるのならご説明して頂きましょうということが一つです。もう一つは、今申し上げましたが、テニスコート入口、市民センター棟、消防署など、それぞれ基本構想案では根拠があって、この位置に納まっているわけですから、それを明確に説明させて頂き、そこでそれぞれの擦り合わせをしていくことと思っています。

こうしたことを本来公開でやっていけばよかったのですが、19日に一度リスタートをさせて頂きたい。次の19日、その次の6月2日、この考え方を踏まえて、皆さんそれぞれの考え方、ご意見を伺わせて頂きたい。最終的には市が決めようと思っていますので、ご了解を頂きたい。せっかく南側の提案者にも来て頂きますので、南側の提案者のアイデアを取り込めるところは取り込み、逆にテニスコートがここじゃなきゃいけない理由とか、東側の入口とか、グラウンドゲートがないといけない理由とか、こういうふうに決まってきたのでここにあるのですとか、をきちんと説明させて頂きたい。そういったやり取りを通して共有するのが、今回の住民合意、辻堂の市民センターを再生する住民合意だと思っています。そうしたご意見をいろいろ頂いた上で、最終的には市が決めていきたいということです。

ご意見を踏まえた中で基本構想案がやっぱりいいということであれば、それはそれで決定にはなるでしょうが、例えば南側案のスロープが1本、北側にあるより南側にあるほうがいいということであれば、それは微修正が当然出てくるとは思います。では、「合意形成ってどこまでやるのか」の議論に対して、100人いて100人の合意が取れるという

のが一つの理想形ではありますが、二つの合意形成があると思っていて、もう一つは、不調に終わってしまったというも「不調の合意形成」であるという考え方も思っています。19日の議論、或いは6月2日の議論を経て、市が最終的には決めていきたいと考えています。

南側案が市作成の比較表にうまく反映されていないということであれば、19日にそれを説明して頂いて、建設検討委員会の皆さまにお受け止め頂くといったことが一つです。また、建設検討委員会、あるいは辻堂市民センター、市を含めた建物の配置案は、こういう経過でこうなっているというところを真摯に説明させて頂いて、それを南側案の方たちにも一定のお受け止めを頂くことが一つです。こうしたやり取りを通して合意形成を考えていますので、19日の趣旨として、一定の方向性を出して行きたいと考えています。懸案事項の検討ということで、19日の趣旨だけ簡単にご説明をさせて頂きました。

#### 委員長

19日には、南側案の図面その他を、誰が説明して頂けるのですか。

#### 市民自治推進課

南側案の提案者にアポイントを取っています。

#### 委員長

分かりました。辻堂海岸団地自治会の委員さん、南側案の提案者に説明をして頂けるということで宜しいですか。

#### 地域委員

はい。今お話を聞いていたら、説明しっぱなしじゃなさそうなので。良いところは取り入れるということ。今言ってきましたので。

#### 市民自治推進課

両方で、擦り寄せないといけない。

#### 地域委員

はい。先ほど私の言ったように、それで二つ出てくると、こっちはいいね、こっちもいいね、いいところあって。ここで家を建てる時は、良いところを取って家を建てるっていうことが、先ほど私が説明した通りになると思います。

#### 市民自治推進課

今のご説明の中で申し上げましたが、建設検討委員会の皆さんが長年議論して、この図面を描いたわけです。例えばテニスコートはここでなければいけない理由であるとか、その検討の経過についても、南側案の提案者の方たちにはお受け止め頂かないといけない。基本的には、基本構想の案にどれだけ南側案のアイデアを取り入れられるか、が考え方かと思います。

#### 委員長

南側案を提案者に説明をして頂き、われわれの方から質問をしながら進めたいと考えています。

#### 地域委員

今のお話を聞いていると、期間を延ばして合意形成の場を取ったという話に聞こえました。そのことは大変重要だと思っていますが、合意形成と言う前に、そのプロセス上の問題はともかくとして、基本構想案に残された問題が、日照権の問題として周辺に影響を及ぼすということであった。

基本構想それ自体は、絵ではないと思います。どういうコンセプトでどういうものを作るかということでしょう。

北側に作ることが目的だとは、どこにも書いてない。基本構想に基づいて建設検討委員会はこれまで作ってきたものを理解してもらいたいということではないはずだ。その盛り込むべき要件はどんなことかをみんなで話し合いました。図書室のあるスペースがどうだとか、そういうことも含めて。その結果出てきたものが、騒音のこともあるでしょうし、日照のこともあるでしょうし、そこに立地するという場において制約を受ける事柄について、基本構想を実現するためにはそれは万やむをえないところまで、ほんとにそうなのかっていう事柄を住民説明会で説いたところ、やはりいろんな問題があるっていう認識となった。合意形成の場が十分でなかったこともよく分かりました。

しかし一方で、日照権や日照の問題を軽減させる方法がないのかということ、今後は住民サイドの話とその建設検討委員会の代理が地区説明会でやるというのは間違いだと思います。そういう意見を聞きながら、この委員会の中でその検討をするという自由度がなければならないと思う。



県や市が決めると突っ張れば、この建設検討委員なんかいない。どうしても北側に建てた構想を満足するために日照の問題がでてきたのだから。テニスコートをこっち側に置くとか、2階より上に体育館を置きたいとか、さまざまな希望を満足させるためにこのようになった。その上で、北側に対する日照の影響を抑えるための方法は、この基本的なものをベースにしながらかなのかを検討する機会があってもいいのではないかという話だが、例えば体育館を2階に置くのは、津波の危険があるから、人々が避難して来たときに安全な2階に置きたいという災害上の理由から強く主張させて頂いた。周辺には学校もたくさんあるのに、なぜ避難場所をこの市民センターに置かなければならないのか。本来、ここに置くべきなのは、福祉避難所であって、安全性をきちんと保てればいいのではないか。そういう考え方をすれば、体育館は1階に置いてもいいということになる。それは全体の中では少しマイナスだが、日照という周辺条件を満足させるためには、われわれは決断できるかもしれない。その代わり、低くなった分だけその上に、今の体育館よりも金は掛かるかもしれないが、北側の四角い市民ホールを体育館の上に持つことによって、配置が少し南側に下がって、北側斜線もずいぶん楽になるという可能性を、真摯に検討してもいいと思う。騒音のことはいいですと言っているが、できた暁にはうるさいと言われれば、目の前でコンコンと音のする球のことも本来配慮しなきゃいけないことだったということになる。北側に音を出すテニスコートなどを置いてはいけないとすれば、北側をできるだけ低くする方法を、建築設計の方で知恵を絞って頂いて、われわれも体育館が2階であることは諦めるが、屋上部分に避難所スペースを確保できれば良いというような代替案も可能だ。みんなが少しずつ痛みを分かち合って、テニスコート1面減らすような努力を、もう一回議論することだって可能だと思う。でもそんなこと身内から言うなって言われるかもしれませんが、われわれは別に建物を北側に置きたくてそうしているわけではない。しかも日照の問題で、この建物が建たなくなったり、ガタガタしたりするよりも、良いものを作りたいと思う。そして安全なものを作りたい。お互いに譲るものは譲る検討はしてもいい。われわれがあれこれと突っつかれ、何も動かせないというのは、嘘だと思う。でも、そうすると東南海で津波が来たときに水浸しになる恐れがあるから、ぜひ2階にしたいというような話ができれば真剣でいい。その努力をきちっとやっておくべきだという気はするが、しかしこれもどこまで話を戻したらいいのか、また設計者にいつまで作り直しをお願いしなければならないのか分からないので、なんともいえない。だが、われわれはそういうレベルで真摯にこの1年半から2年間ぐらい検討してきたつもりだ。なんにもしなかったとか、密室で勝手にやったと言われるのは、全く失礼な話だ。でも、それは非公開だからしょうがない。それを含めて、われわれは真剣に取り組んできたのだから、譲るべきものは譲ってもいいとは思っている。金が掛かるからだめだというのもあるかもしれないし、いろいろな事情もあると思うが、懸念することを述べておきます。

#### 地域委員

今の意見はちょっと跳びすぎて、なかなか難しい面があるが、基本的には南側案の出た理由は、ただ一つだと思う。それは日影だと理解している。逆に言うと、今検討しなければならないのは、もう少し現行案を日影に配慮して、今の案を手直しする検討をして、それがだめだったら、先ほどの意見のように進むべきだと思う。まず今の案に対して、知恵をもっと出すべきだと思う。そうじゃないと、今度の19日に説明するにも、なんの知恵もないのかという話になって、南案の話だけで押し切られてしまう。そうじゃない。その南案の理由は日影なのだから、今の案でその日影をもう少し向上できるのかをやってみよう。例えば、一つの具体例だが、高さ3mの設備を高さ12mの建物の上に載せ、高さ3mの壁でなく全部金網で隠せばいい。そしたら、高さは12mになる。ただし、設備が見えないようにするところだけ、高さ3mの設備と同じぐらいの壁を作る。それでも金網にしたら12mでも日影がかかるので、少し位置の設定を考える。このステップをどう考えますか。

#### 地域委員

安売りをちょこちょこしていくような話では、物事の合意は得られないと思います。

#### 地域委員

いや違う、合意なのです。

#### 地域委員

いろんな諸条件を解決するとしたら、どこか機能を落とさなければいけない。

体育館は建物の1階に下げてもいい、その代わり、そこに避難した人は死ぬかもしれない。屋上にも逃げるようにはするが、高さを下げて日照をできるだけ減らしましたという努力を見せない限り難しい。見掛けの値引き合戦は車のセールスではないのだから、やるべきでない。

ほどほどの努力を見せてから、そんなことをしたら逆にみんなの命が困るから、本当はどうあればいいのかという話を、みんな辻堂の住民なのだから、真剣にできなければいけないとすることができる。

**地域委員**

そういうことだ。

19日の会議は、大賛成です。何年か携わった立場としては、南案を図面では見ましたが、またこういう利点があると少しは聞きましたけど、提案者が出てこられるなら、じかにこの耳で聞いてみたいと思います。ともかくいいものを誕生させるということで、例えば今の話にも出たような案が出たとしても、そうすると当初考えた駐車台数もわずかに6台しかないよと、公用車を除いて駐車スペースをなんとかしようかと、50台ほしいよとまちづくり会議で最初に出されたが、それがどんどん減ってこのようなものになって、こちらに例えば緑地を設けなければならないよとなる、当初、駐車場50台構想もすでに公用車を含めて21台に縮小されている。これは今、言われた体育館を1階に下すという話をやってみたら今度は、駐車場は例えば10台になるかもしれない。それで止められるかな、緑地確保できるかいと、まあこういうふうなことにもなるわけで、一つのアイデアについてはこういうデメリットもあるよ、お互いの利点ばかりを主張し合うような対立軸ではなくて、何かいいものを誕生させようと。なるほどそれは総合バランスを考えた時には、これはしょうがないという理解が生まれるかもしれない。ということで、19日の場を私は大いに期待しています。

**委員長**

ありがとうございます。19日に、提案者はお一人でお出でになるとのことですが。

聞きにいらっしゃる方たちには、前もって事務局のほうに登録して頂いて、ここの部屋でやりますので、人数は一応どうしましょうか。これ5名と限定していますが、かまわないですか、どういたします。

**辻堂市民センター**

この要領に基本は5名とありますが、例えば6名だったとしてもだめだということにはならないと思います。いらっしゃる方の人数によって、臨機応変に対応させていただきます。

**地域委員**

この部屋だとすれば、一つ机を出せば10名位は入れるだろうと思います。

**委員長**

公開しますので、ぜひお声を掛けてください。

**地域委員**

傍聴ですよ、意見交換は。

**委員長**

発言はできません。

**地域委員**

そうですね、傍聴です。

**地域委員**

それだけははっきりして下さい。

**地域委員**

皆さんから質問をするのですか、聞きっぱなしなのですか。私が提案者に質問はできるのですか。

**市民自治推進課**

できます。意見交換ですから。

**地域委員**

傍聴人はできないけど皆さんはできると。

**辻堂市民センター**

1点確認です。19日に提案者にお越し頂いて、南側案の説明頂くということで、先ほどに遡りますが、議題の(1)のイについて、最後の表の質問事項で、審議継続になった2番の「比較表を作成できないか」と、3番の「ワークショップの南側案のお話」は、19日に検討するというご回答で宜しいでしょうか。

では19日に、2番と3番の南側案については、5月19日に提案者のほうからご説明頂いて、それについて検討するというので、市からの回答とさせていただきます。

**委員長**

では、19日に回答するというのでご了解ください。

**地域委員**

その19日に、現状の基本案で法律上の日影図をお作り頂きたい。

われわれには基本的な法律上の日影図面で、法律的には満たしているという根拠がどこにもない。

**公共建築課**

はい、分かりました。

**地域委員**

クリアしているという話だけは聞いていますが。

**地域委員**

字面だけでの話で動くしね。それは要望事項の相談をしてときにはいいんだけど。

**委員長**

その他の懸案事項はいかがですか。(2)の懸案事項の検討については終わりとし、(3)その他について事務局から何かありますか。

**(議題の整理)****事務局**

(3)その他は特にありませんので、会議の整理に入ります。まず会議の公開につきまして、これは5月19日、次回の建設検討委員会からとさせていただきます。それに先立ち、先ほどご検討いただいた傍聴に関する要領、これは「住民からの要望を受けたものだ」というのを反映させられるかを事務局にお預け頂きます。これを施行いたしまして、速やかにインターネット等で市民の方への開催のご連絡をさせていただきます。

記録については市民センターでの閲覧とさせていただきます、情報量がある程度まとまった段階で、紙媒体での情報発信をさせていただきます。

資料4の質問事項は、資料4の2番「比較表の作成」と、3番「ワークショップで出た南側案」の件は、次回5月19日、提案者からご説明をいただき、そして皆さままで意見を交わして頂くことにより、解消ということになります。

その他の回答事項は、趣旨をご了解いただけたと考えています。

辻堂海岸団地自治会への説明の場の設定は、自治会の役員会が5月13日土曜日に開催されるので、諮って確認をして頂くことになっています。

(2)懸案事項の検討では、次回5月19日の建設検討委員会の内容が諮られました。基本構想の案をベースに、なぜこのような建物配置にしたのかという情報共有をしていくことと、提案者から南側配置案についてご説明をして頂き、意見を交わして頂くことになります。

**委員長**

何かご質問ございませんか。

**地域委員**

この図面はどなたが作ったのですか。

**公共建築課**

設計事務所です。

**地域委員**

まわりの名称ですが、だいぶ違っているの、正しく直して頂きたい。

例えばクラブ木曜じゃなく、ちゃんとした名称があるはずです。

**地域委員**

海岸道路のバス停は、括弧書きの方がいい。

**国設計**

次回の図面から、下に括弧書きで(移設)のような文言を入れさせていただきます。

**4 閉会  
委員長**

本日、長時間にわたりましてありがとうございました。